



長野県報

7月2日(木)
令和2年
(2020年)
第119号

目次

規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課ゼロカーボン推進室）…………… 1

告示

卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定（農業政策課農産物マーケティング室）…………… 1

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（園芸畜産課家畜防疫対策室）…………… 2

保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）…………… 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）…………… 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 4

公告

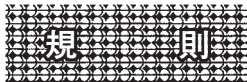
クリーニング師試験の実施（食品・生活衛生課）…………… 4

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス

産業振興室）…………… 5

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）…………… 5

特定調達契約に係る一般競争入札（産業技術課）…………… 6



長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第46号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

9 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第6項に規定する提出、第7項の規定による提出又は前項に規定する報告の期限を延長することができる。

第15条に次の1項を加える。

9 知事は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第6項に規定する提出、第7項の規定による提出又は前項に規定する報告の期限を延長することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

環境政策課ゼロカーボン推進室



長野県告示第319号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定しました。

令和2年7月2日

長野県知事 阿部 守一

1 開設者の名称及び住所

(1) 名称
株式会社丸水長野県水

(2) 住所
長野市市場3番地43

2 地方卸売市場の名称

丸水長野県水上田地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

(1) 位置
上田市秋和266-1

(2) 取扱品目
水産物、水産加工品、日配品、冷凍食品、青果、食肉

4 認定年月日

令和2年6月19日

農業政策課農産物マーケティング室